

浜松市環境影響評価条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 方法書の作成前の手続

　　第1節 配慮書（第5条—第10条）

　　第2節 第2種事業に係る判定（第11条・第12条）

第3章 方法書（第13条—第22条）

第4章 準備書（第23条—第43条）

第5章 評価書（第44条・第45条）

第6章 事後調査（第46条—第55条）

第7章 対象事業の内容の変更等（第56条—第65条）

第8章 都市計画に定められる事業に関する特例（第66条—第74条）

第9章 法対象事業等に係る手続（第75条・第76条）

第10章 雜則（第77条—第81条）

附則

　　第1章 総則

　　（趣旨）

第1条 この規則は、浜松市環境影響評価条例（平成28年浜松市条例第48号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

（規則で定める事業）

第2条 条例別表第23号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

（1）都市公園の建設

（2）河川又は海岸の改変

（第1種事業）

第3条 条例第2条第4号の規則で定める事業は、別表第1の事業の種類の欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第1種事業の要件の欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

（第2種事業）

第4条 条例第2条第5号の規則で定める事業は、別表第1の事業の種類の欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第2種事業の要件の欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

第2章 方法書の作成前の手続

　　第1節 配慮書

(配慮書の記載事項等)

第5条 条例第7条第2項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
- (2) 事業を実施するに当たり、免許等を要することとされている場合においては、当該免許等の内容
- (3) 計画段階配慮の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にあっては、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 条例第7条第2項の規定により配慮書及び配慮書要約書（以下「配慮書等」という。）を提出するときは、当該配慮書等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいい、市長が別に定めるものに限る。以下同じ。）を併せて提出しなければならない。

3 配慮書等には、第7条第1項及び第2項の規定による配慮書の記載事項の周知について、説明会の開催その他の周知の方法に関する事項を記載した書類（以下「周知計画書」という。）を添えなければならない。

(配慮書の公告事項等)

第6条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業の名称、種類及び規模
- (3) 事業実施想定区域
- (4) 事業に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
- (5) 配慮書等の提出年月日
- (6) 配慮書等の縦覧の場所、期間及び時間
- (7) 条例第10条第1項の規定により意見書の提出をすることができる期間及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

2 条例第8条の規定により配慮書等を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 浜松市役所
- (2) 配慮書関係地域を所管区域とする区役所
- (3) 前2号に掲げる場所のほか、市長が必要があると認める場所

(配慮書の周知)

第7条 条例第9条の規定による配慮書の記載事項の周知は、条例第8条に規定する縦覧期間の初日から末日まで、当該事業者の市内の事務所又は当該事業者が利用できる市内の施設において配慮書等を閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、配慮書関係地域において、次に掲げる方法のうち適切な方法により配慮書の記載事項の周知を図るものとする。

- (1) 説明会の開催
- (2) 配慮書の概要を平易に記載した印刷物の配布
- (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、配慮書の記載事項の周知を図るため適切な方法

3 条例第9条に規定する配慮書関係地域には、1以上の計画段階配慮事項（電波障害に係るものを除く。）に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を含むものとする。

（配慮書についての意見書の提出）

第8条 条例第10条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である配慮書の名称
- (3) 配慮書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由

2 前項第3号の意見及びその理由を外国語で記載するときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

（配慮書見解書の提出）

第9条 条例第11条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 意見書の件数
 - (2) 意見の件数
- 2 条例第11条第1項の規定により配慮書見解書を提出するときは、当該配慮書見解書の電磁的記録を併せて提出しなければならない。

（配慮書についての市長の意見を述べる期間）

第10条 条例第12条第1項の規則で定める期間は、60日とする。

第2節 第2種事業に係る判定

（判定届の記載事項等）

第11条 条例第14条第1項第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業を実施しようとする区域及びその周囲の概況
- (2) 事業に係る環境の保全の見地から配慮する内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 条例第14条第1項の規定により判定届を提出するときは、当該判定届の電磁的記録を併せて提出しなければならない。

(第2種事業についての判定)

第12条 条例第15条第1項（条例第48条第4項及び第49条第2項において準用する場合を含む。）の規定による第2種事業についての判定は、当該事業の工法が同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること、当該事業が実施される区域又はその周囲に環境影響を受けやすいと認められる対象が存在することその他の技術指針に定める判定の基準により行うものとする。

第3章 方法書

(方法書の記載事項等)

第13条 条例第17条第10号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
- (2) 対象事業を実施するに当たり、免許等を要することとされている場合においては、当該免許等の内容
- (3) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行う場合にあっては、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 条例第17条の規定により方法書及び方法書要約書（以下「方法書等」という。）を提出するときは、当該方法書等の電磁的記録を併せて提出しなければならない。

3 方法書等には、第15条第1項及び第2項の規定による方法書の記載事項の周知に関する周知計画書を添えなければならない。

(方法書の公告事項等)

第14条 条例第18条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
- (5) 方法書等の提出年月日
- (6) 方法書等の縦覧の場所、期間及び時間
- (7) 条例第21条第1項の規定により意見書の提出をすることができる期間及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

2 条例第18条の規定により方法書等を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 浜松市役所

- (2) 関係地域を所管区域とする区役所
 - (3) 前2号に掲げる場所のほか、市長が必要があると認める場所
- (方法書の周知)

第15条 条例第19条の規定による方法書の記載事項の周知は、条例第18条に規定する縦覧期間の初日から末日まで、当該対象事業者の市内の事務所又は当該対象事業者が利用できる市内の施設において方法書等を閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、対象事業者は、関係地域において、次に掲げる方法のうち適切な方法により方法書の記載事項の周知を図るものとする。

- (1) 方法書の概要を平易に記載した印刷物の配布
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、方法書の記載事項の周知を図るため適切な方法

3 条例第19条に規定する関係地域には、1以上の環境影響評価の項目（電波障害に係るもの）を除く。以下同じ。）に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を含むものとする。

(方法書説明会の開催)

第16条 条例第20条第1項の規定による方法書説明会の開催は、当該方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めて行うものとする。

(方法書説明会の開催の周知及び通知)

第17条 条例第20条第2項の規定により関係地域の住民に周知を図る事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

2 条例第20条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
 - (2) 方法書説明会の周知の方法
- (責めに帰することができない理由等)

第18条 条例第20条第4項の規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。

(2) 対象事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

2 条例第20条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称

(3) 方法書説明会の開催を予定していた日時及び場所

(4) 方法書説明会を開催できない理由

(5) 方法書説明会の開催に代えて行う周知の方法

（方法書説明会の開催状況等の報告）

第19条 条例第20条第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称

（方法書についての意見書の提出）

第20条 条例第21条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象である方法書の名称

(3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由

2 前項第3号の意見及びその理由を外国語で記載するときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

（方法書見解書の提出）

第21条 条例第22条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 意見書の件数

(2) 意見の件数

2 条例第22条第1項の規定により方法書見解書を提出するときは、当該方法書見解書の電磁的記録を併せて提出しなければならない。

（方法書についての市長の意見を述べる期間）

第22条 条例第23条第1項の規則で定める期間は、90日とする。

第4章 準備書

（準備書の記載事項等）

第23条 条例第25条第13号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

- (2) 対象事業を実施するに当たり、免許等を要することとされている場合においては、当該免許等の内容
 - (3) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にあっては、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 2 条例第25条の規定により準備書及び準備書要約書（以下「準備書等」という。）を提出するときは、当該準備書等の電磁的記録を併せて提出しなければならない。
- 3 準備書等には、第25条第1項及び第2項の規定による準備書の記載事項の周知に関する周知計画書を添えなければならない。
- （準備書の公告事項等）

第24条 条例第26条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 対象事業の名称、種類及び規模
 - (3) 対象事業実施区域
 - (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
 - (5) 準備書等の提出年月日
 - (6) 準備書等の縦覧の場所、期間及び時間
 - (7) 条例第29条第1項の規定により意見書の提出をすることができる期間及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
- 2 条例第26条の規定により準備書等を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。
- (1) 浜松市役所
 - (2) 関係地域を所管区域とする区役所
 - (3) 前2号に掲げる場所のほか、市長が必要があると認める場所
- （準備書の周知）

第25条 条例第27条の規定による準備書の記載事項の周知は、条例第26条に規定する縦覧期間の初日から末日まで、当該対象事業者の市内の事務所又は当該対象事業者が利用できる市内の施設において準備書等を閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、対象事業者は、関係地域において、次に掲げる方法のうち適切な方法により準備書の記載事項の周知を図るものとする。
- (1) 準備書の概要を平易に記載した印刷物の配布
 - (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の記載事項の周知を図るために適切な方法

3　条例第27条に規定する関係地域には、1以上の環境影響評価の項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を含むものとする。

（準備書説明会の開催）

第26条　条例第28条第1項の規定による準備書説明会の開催は、当該準備書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めて行うものとする。

（準備書説明会の開催の周知及び通知）

第27条　第17条の規定は、条例第28条第2項において準用する条例第20条第2項の規定による周知及び同項の規則で定める事項について準用する。この場合において、第17条中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

（責めに帰することができない理由等）

第28条　第18条の規定は、条例第28条第2項において準用する条例第20条第4項の規則で定める理由及び規則で定める事項について準用する。この場合において、第18条中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

（準備書説明会の開催状況等の報告）

第29条　第19条の規定は、条例第28条第2項において準用する条例第20条第5項の規則で定める事項について準用する。

（準備書についての意見書の提出）

第30条　条例第29条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である準備書の名称
- (3) 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由

2　前項第3号の意見及びその理由を外国語で記載するときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

（準備書見解書の提出）

第31条　条例第30条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 意見書の件数
- (2) 意見の件数

2　条例第30条第1項の規定により準備書見解書を提出するときは、当該準備書見解書の電磁的記録を併せて提出しなければならない。

（準備書についての市長の意見を述べる期間）

第32条　条例第31条第1項の規則で定める期間は、120日とする。

（公聴会の開催場所）

第33条 条例第32条第1項の規定による公聴会の開催は、関係地域内において行うものとする。ただし、当該関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、当該関係地域以外の地域において開催することができる。

(公聴会の開催の周知)

第34条 市長は、公聴会を開催するときは、その開催を予定する日の2週間前までに、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- (1) 対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
- (5) 公聴会の開催を予定する日時及び場所
- (6) 意見の陳述をすることができる者の要件及び人数
- (7) 次条第1項の規定により意見の陳述の申出をすることができる期限及び申出先その他意見の陳述の申出に必要な事項
- (8) 傍聴することができる者の人数
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(公述人の申出等)

第35条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会の開催を予定する日の1週間前までに、市長に次に掲げる事項を申し出るものとする。

- (1) 意見を述べようとする者の氏名及び住所
 - (2) 対象事業の名称
 - (3) 準備書又は準備書見解書についての環境の保全の見地から述べる意見の要旨及びその理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 2 前項第3号の要旨及びその理由を外国語で記載するときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。
- 3 市長は、公聴会の運営を円滑に行うため、あらかじめ、前項の規定による申出をした者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）を選定するとともに、公述人が意見を述べることができる時間及び順番を定めるものとする。この場合において、第1項の規定による申出をした者が、前条第6号の人数を超えたときは、第1項第3号の意見の要旨の類似性等を考慮して公述人を選定するものとする。ただし、市長が公聴会の運営上支障がないと認めるときは、当該申出をした全ての者を公述人とすることができます。

4 市長は、前項の規定により公述人並びに意見を述べることができる時間及び公述を行う順番を決定したときは、あらかじめ、その旨を第1項の規定により申し出た者に通知するものとする。

5 市長は、第1項の規定による申出がなかったときは、公聴会を開催しないこととし、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(公聴会の開催の中止)

第36条 市長は、天災、交通の途絶その他の理由により公聴会を開催することができないと認めるときは、当該公聴会の開催を中止するものとする。

(公聴会の議長)

第37条 公聴会の議長は、市の職員のうちから市長が指名する。

(公述の方法)

第38条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人は、第35条第1項の規定により申出をした同項第3号に掲げる事項の内容に準拠して意見を述べなければならない。

3 公述人は、あらかじめ市長の承認を得たときは、文書で意見を提示し、又は代理人に意見を述べさせることができる。

(公聴会の質疑)

第39条 議長は、公述人に対して質疑することができる。

2 公述人は、議長に対して質疑することができない。

(対象事業者等の出席)

第40条 対象事業者又はその代理人は、公聴会に出席し、又は陳述された意見についての見解を述べようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を申し出るものとする。

(秩序の維持)

第41条 議長は、公述人が第38条第1項若しくは第2項の規定に違反して発言したとき又は公述人に不穏な言動があったときは、その言動を禁止し、又は当該公述人を退場させができるものとする。

2 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏な言動をした者を退場させることができる。

(公聴会の記録)

第42条 条例第32条第2項の規定による書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 対象事業の名称

(2) 公聴会の開催の日時及び場所

(3) 出席した公述人の氏名

- (4) 公述人の発言の要旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の経過に関する事項
(公聴会の細目)

第43条 第33条から前条までに定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 評価書

(評価書の記載事項等)

第44条 条例第33条第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
- (2) 対象事業を実施するに当たり、免許等を要することとされている場合においては、当該免許等の内容
- (3) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にあっては、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 条例第33条の規定により評価書及び評価書要約書（以下「評価書等」という。）を提出するときは、当該評価書等の電磁的記録を併せて提出しなければならない。

(評価書の公告事項等)

第45条 条例第34条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
- (5) 評価書等の提出年月日
- (6) 評価書等の縦覧の場所、期間及び時間

2 条例第34条の規定により評価書等を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 浜松市役所
- (2) 関係地域を所管区域とする区役所
- (3) 前2号に掲げる場所のほか、市長が必要があると認める場所

第6章 事後調査

(事後調査計画書の記載事項等)

第46条 条例第37条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行う場合にあっては、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 条例第37条第1項の規定により事後調査計画書を提出するときは、当該事後調査計画書の電磁的記録を併せて提出しなければならない。

(事後調査計画書についての市長の意見を述べる期間)

第47条 条例第38条第1項の規則で定める期間は、30日とする。

(工事着手届の記載事項等)

第48条 条例第39条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業実施区域

(4) 工事着手予定年月日

(5) 工事完了予定年月日

2 条例第39条第1項の規定により届出書を提出するときは、当該届出書の電磁的記録を併せて提出しなければならない。

(事後調査報告書の記載事項等)

第49条 条例第41条第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にあっては、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 条例第41条の規定により事後調査報告書を提出するときは、当該事後調査報告書の電磁的記録を併せて提出しなければならない。

3 事後調査報告書には、第51条第1項及び第2項の規定による事後調査報告書の記載事項の周知に関する周知計画書を添えなければならない。

(事後調査報告書の公告事項等)

第50条 条例第42条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業実施区域

(4) 事後調査報告書の提出年月日

(5) 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(6) 条例第44条第1項の規定により意見書の提出をすることができる期間及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

2 条例第42条の規定により事後調査報告書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 浜松市役所
 - (2) 関係地域を所管区域とする区役所
 - (3) 前2号に掲げる場所のほか、市長が必要があると認める場所
- (事後調査報告書の周知)

第51条 条例第43条の規定による事後調査報告書の記載事項の周知は、条例第42条に規定する縦覧期間の初日から末日まで、当該対象事業者の市内の事務所又は当該対象事業者が利用できる市内の施設において事後調査報告書を閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、対象事業者は、関係地域において、次に掲げる方法のうち適切な方法により事後調査報告書の記載事項の周知を図るものとする。

- (1) 説明会の開催
- (2) 事後調査報告書の概要を平易に記載した印刷物の配布
- (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事後調査報告書の記載事項の周知を図るため適切な方法

3 条例第43条に規定する関係地域には、1以上の事後調査の項目（電波障害に係るものを除く。）に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を含むものとする。

(事後調査報告書についての意見書の提出)

第52条 条例第44条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である事後調査報告書の名称
- (3) 事後調査報告書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由

2 前項第3号の意見及びその理由を外国語で記載するときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

(報告書見解書の提出)

第53条 条例第45条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 意見書の件数
- (2) 意見の件数

2 条例第45条第1項の規定により報告書見解書を提出するときは、当該報告書見解書の電磁的記録を併せて提出しなければならない。

(市長の求めを受けて講じた措置の内容の報告)

第54条 条例第46条第4項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 条例第46条第1項の規定による市長の求めの内容
- (4) 条例第46条第1項の規定による市長の求めを受けて環境の保全の見地から講じた措置の内容

2 条例第46条第4項の規定により書面を提出するときは、当該書面の電磁的記録を併せて提出しなければならない。

（工事完了届の記載事項等）

第55条 条例第47条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 工事完了年月日
- (5) 供用開始予定年月日

2 条例第47条第1項の規定により工事完了届を提出するときは、当該工事完了届の電磁的記録を併せて提出しなければならない。

第7章 対象事業の内容の変更等

（条例第48条第1項の届出書の記載事項等）

第56条 条例第48条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 対象事業の名称、種類及び規模
 - (3) 対象事業実施区域
 - (4) 変更しようとする事項及びその内容
 - (5) 条例第17条第3号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、当該変更によって生じる環境影響の程度
 - (6) 変更の理由
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 2 条例第48条第1項の規定により届出書を提出するときは、当該届出書の電磁的記録を併せて提出しなければならない。
- （条例第48条第2項の市長の判断する期間）

第57条 条例第48条第2項の規則で定める期間は、30日とする。

(条例第48条第2項の規定による結果の通知)

第58条 条例第48条第2項の規定による判断をする場合において、当該変更が次に掲げる変更に該当するときは、当該変更後の対象事業について、条例第4章から第9章までの規定による環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を行う必要がない旨を通知するものとする。

(1) 事業規模の縮小

(2) 別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）

(3) 別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）

(条例第48条第3項の届出書の記載事項等)

第59条 条例第48条第3項の規則で定める変更は、前条各号に掲げる変更とする。この場合において、同条第2号及び第3号並びに別表第2の左欄中「対象事業」とあるのは「事業」と、同表の中欄及び右欄中「対象事業実施区域」とあるのは「事業を実施しようとする区域」と読み替えて適用するものとする。

2 条例第48条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 事業の名称、種類及び規模

(3) 事業を実施しようとする区域

(4) 変更しようとする事項及びその内容

(5) 変更によって生じる環境影響の程度

(6) 変更の理由

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

3 条例第48条第3項の規定により届出書を提出するときは、当該届出書の電磁的記録を併せて提出しなければならない。

(条例第48条第5項の市長の判断する期間)

第60条 条例第48条第5項の規則で定める期間は、30日とする。

(事業の継続に関する期間)

第61条 条例第50条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる期間のいずれかについて5年とする。

- (1) 第2種事業を実施しようとする場合において、条例第12条第1項の規定により市長の意見が述べられた日から条例第14条第1項の規定による判定届の提出をする日又は条例第15条第3項の規定による通知をする日までの期間
- (2) 条例第12条第1項の規定により市長の意見が述べられた日から条例第17条の規定による方法書の提出をする日までの期間
- (3) 条例第23条第1項の規定により市長の意見が述べられた日から条例第25条の規定による準備書の提出をする日までの期間
- (4) 条例第31条第1項の規定により市長の意見が述べられた日から条例第33条の規定による評価書の提出をする日までの期間
- (5) 条例第34条の規定により評価書の公告が行われた日から条例第39条第1項の規定による工事着手届の提出をする日までの期間
- (6) 条例第39条第1項の規定による工事着手届の提出をした日から条例第41条の規定による事後調査報告書の提出をする日までの期間
- (7) 条例第41条の規定による事後調査報告書の提出をした日から条例第47条第1項の規定による工事完了届の提出をする日までの期間

(事業継続届の記載事項等)

第62条 条例第50条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業の名称、種類及び規模
- (3) 事業実施想定区域又は対象事業実施区域及びその周囲の概況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 条例第50条第1項の規定により事業継続届を提出するときは、当該事業継続届の電磁的記録を併せて提出しなければならない。

(条例第50条第2項の市長の判断する期間)

第63条 条例第50条第2項の規則で定める期間は、30日とする。

(事業承継届の記載事項等)

第64条 条例第51条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業の名称、種類及び規模

(3) 引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(4) 引継ぎの年月日及びその理由

2 条例第51条第1項の規定により事業承継届を提出するときは、当該事業承継届の電磁的記録を併せて提出しなければならない。

(事業廃止届の記載事項等)

第65条 条例第52条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 事業の名称

(3) 廃止年月日及びその理由

2 条例第52条第1項の規定により事業廃止届を提出するときは、当該事業廃止届の電磁的記録を併せて提出しなければならない。

第8章 都市計画に定められる事業に関する特例

(都市計画に定められる事業に関する特例)

第66条 条例第53条第1項の規定により都市計画決定権者(同項に規定する都市計画決定権者で当該都市計画の決定又は変更をするものをいう。以下同じ。)が行う計画段階配慮、環境影響評価その他の手続は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 都市計画決定権者が本市である場合 本市が第1種事業又は第2種事業に係る事業者に代わるものとして、当該第1種事業若しくは第2種事業又は第1種事業若しくは第2種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。

(2) 都市計画決定権者が本市以外の者である場合 当該者が第1種事業又は第2種事業に係る事業者に代わるものとして、当該第1種事業若しくは第2種事業又は第1種事業若しくは第2種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。

(都市計画に定められる第1種事業等又は第2種事業等に係る技術的読替え)

第67条 条例第53条第1項及び前条の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮その他の手続を行う場合においては、条例第3章第1節及び第2節の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項	事業者	浜松市環境影響評価条例施行規則(平成28年浜松市規則第58号。以下「施行規則」という。)第66条に規定する都市
--------	-----	---

		計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)
第7条第2項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
第7条第2項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第9条、第10条及び第11条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
第11条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第11条第1項第4号、第12条第1項及び第13条	事業者	都市計画決定権者

2 前項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮その他の手続を行う場合においては、第5条から第10条までの規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第7条第1項及び第2項	事業者	都市計画決定権者

(都市計画に定められる第2種事業に係る技術的読替え)

第68条 条例第53条第1項及びこの規則第66条の規定により都市計画決定権者が条例第14条第1項の規定による判定届の提出その他の手続を行う場合においては、条例第3章第3節の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条第1項各号列記以外の部分	第2種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。)	都市計画決定権者は、第2種事業又は第2種事業に係る施設を都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定めようとするとき
第14条第1項第1号	当該者の氏名	都市計画決定権者の名称並びに第2種事業を実施しようとする者の氏名
第14条第1項第6号及び第15条第1項	当該者	都市計画決定権者
第15条第3項	第2種事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	市長	市長及び第2種事業を実施しようとする者

2 前項の規定により都市計画決定権者が条例第14条第1項の規定による判定届の提出その他の手続を行う場合においては、第11条及び第12条の規定を適用する。

(都市計画に定められる対象事業等に係る技術的読替え)

第69条 条例第53条第1項及びこの規則第66条の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、条例第4章から第7章まで及び第10章(第48条第7項、第50条第5項及び第6項並びに第51条を除く。)の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条各号列記以外の部分	対象事業者	都市計画決定権者
	対象事業に	対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。)に
第17条第1号	対象事業者	都市計画決定権者の名称並びに対象事業者
第17条第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第17条第4号	対象事業を	都市計画対象事業を
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第17条第7号	対象事業者	都市計画決定権者
第17条第8号及び第9号	対象事業	都市計画対象事業
第19条	対象事業者	都市計画決定権者
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	当該対象事業	当該都市計画対象事業
第20条第1項から第5項まで、第21条及び第22条第1項各号列記以外の部分	対象事業者	都市計画決定権者
第22条第1項第1号	対象事業者	都市計画決定権者の名称並びに対象事業者
第22条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第22条第1項第4号及び第23条第1項	対象事業者	都市計画決定権者
第24条及び第25条各号列記以外の部分	対象事業者	都市計画決定権者
	対象事業に	都市計画対象事業に
第25条第1号	対象事業者	都市計画決定権者の名称並びに対象事業者
第25条第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第25条第4号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第25条第8号	対象事業者	都市計画決定権者
第25条第11号	対象事業	都市計画対象事業
第27条、第28条第1	対象事業者	都市計画決定権者

項、第 29 条及び第 30 条第 1 項各号列記以外の部分		
第 30 条第 1 項第 1 号	対象事業者	都市計画決定権者の名称並びに対象事業者
第 30 条第 1 項第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 30 条第 1 項第 4 号、第 31 条第 1 項及び第 32 条第 2 項	対象事業者	都市計画決定権者
第 33 条各号列記以外の部分	対象事業者 提出しなければならない	都市計画決定権者 提出しなければならない。この場合において、都市計画決定権者が本市であるときは、浜松市都市計画審議会（浜松市都市計画審議会条例（平成 12 年浜松市条例第 48 号）第 1 条に規定する浜松市都市計画審議会をいう。以下同じ。）の議を経るものとする
第 33 条第 6 号	対象事業者	都市計画決定権者
第 48 条第 1 項	対象事業者	都市計画決定権者
	前条の規定による工事完了届の提出を行う	第 34 条の規定による評価書の公告が行われる
	変更しよう	変更して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第 48 条第 2 項	前章	第 7 章
	環境影響評価、事後調査	環境影響評価
	対象事業者	都市計画決定権者
第 48 条第 3 項	工事等の完了	都市計画法第 20 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による告示が行われる
第 48 条第 5 項	前章	第 7 章
	環境影響評価、事後調査	環境影響評価
	対象事業者	都市計画決定権者
第 48 条第 8 項	環境影響評価、事後調査	環境影響評価
第 49 条第 1 項	第 47 条第 1 項の規定による工事完了届の提出を行う	第 34 条の規定による評価書の公告が行われる
	変更しよう	変更して当該変更後の事業又は当該変更後の事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第 50 条の見出し	環境影響評価、事後調査	環境影響評価
第 50 条第 1 項	事業者	都市計画決定権者
	第 47 条第 1 項の規定による工事完了届の提出を行う	第 34 条の規定による評価書の公告が行われる
第 50 条第 2 項	前章	第 7 章
	環境影響評価、事後調査	環境影響評価
	事業者	都市計画決定権者
第 50 条第 3 項	対象事業の	都市計画対象事業の
	対象事業者	都市計画決定権者及び対象事業者
	できる	できる。この場合において、更に第 4

		章から前章までの規定の例により行うべき環境影響評価、事後調査その他の手続は、市長が都市計画決定権者及び対象事業者と協議して定めるものとする
第 50 条第 7 項	環境影響評価、事後調査	環境影響評価
第 52 条第 1 項	事業者	都市計画決定権者
	第 47 条第 1 項の規定による工事完了届の提出を行う	第 34 条の規定による評価書の公告が行われる
第 52 条第 1 項第 1 号	事業を実施しない	事業又は事業に係る施設を都市計画法の規定による都市計画に定めない

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第 3 章から第 5 章まで及び第 7 章（第 64 条を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 13 条第 1 項第 1 号 及び第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 14 条第 1 項第 1 号	対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第 14 条第 1 項第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 14 条第 1 項第 3 号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第 14 条第 1 項第 4 号	対象事業	都市計画対象事業
第 15 条第 1 項及び第 2 項	対象事業者	都市計画決定権者
第 17 条第 1 項第 1 号	対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第 17 条第 1 項第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 17 条第 1 項第 3 号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第 17 条第 1 項第 4 号	対象事業	都市計画対象事業
第 18 条第 1 項第 2 号	対象事業者	都市計画決定権者
第 18 条第 2 項第 1 号	対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第 18 条第 2 項第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 19 条第 1 号	対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称

第 19 条第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 23 条第 1 項第 1 号 及び第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 24 条第 1 項第 1 号	対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第 24 条第 1 項第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 24 条第 1 項第 3 号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第 24 条第 1 項第 4 号	対象事業	都市計画対象事業
第 25 条第 1 項及び第 2 項	対象事業者	都市計画決定権者
第 34 条第 1 号	対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第 34 条第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 34 条第 3 号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第 34 条第 4 号及び第 35 条第 1 項第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 40 条の見出し	対象事業者等	都市計画決定権者等
第 40 条	対象事業者又はその代理人	都市計画決定権者若しくは対象事業者又はこれらの代理人
第 42 条第 1 号並びに 第 44 条第 1 項第 1 号 及び第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 45 条第 1 項第 1 号	対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第 45 条第 1 項第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 45 条第 1 項第 3 号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第 45 条第 1 項第 4 号	対象事業	都市計画対象事業
第 56 条第 1 項第 1 号	対象事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第 56 条第 1 項第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 56 条第 1 項第 3 号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第 58 条各号列記以外 の部分	第 9 章	第 7 章
	環境影響評価、事後調査	環境影響評価
第 58 条第 2 号及び第 3 号	対象事業	都市計画対象事業
第 59 条第 1 項	「対象事業」	「都市計画対象事業」
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第 62 条第 1 項第 1 号	事業者の氏名及び住所	都市計画決定権者の名称

	(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
第 62 条第 1 項第 3 号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第 65 条第 1 項第 1 号	事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
別表第 2 の左欄	対象事業	都市計画対象事業
別表第 2 の中欄及び右欄	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域

(都市計画に係る手続との調整)

第 70 条 前条第 1 項の規定により適用される条例第 26 条又は第 34 条の規定による公告は、当該都市計画決定権者が定める都市計画についての都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は同法第 20 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による告示と同一の日に行うものとする。

2 都市計画決定権者が本市である場合において、条例第 53 条第 1 項及びこの規則第 66 条の規定により環境影響評価その他の手続を行うときは、前条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 33 条後段の規定による浜松市都市計画審議会への付議を、都市計画法第 19 条第 2 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による浜松市都市計画審議会への付議と併せて行うものとする。

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第 71 条 第 69 条第 1 項の規定により適用される条例第 34 条の規定による公告が行われた後に、都市計画決定権者が第 69 条第 1 項の規定により読み替えて適用される条例第 17 条第 3 号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、条例第 48 条第 2 項及び第 5 項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、市長が都市計画決定権者及び対象事業者と協議して定めるものとする。

(事業者の行う計画段階配慮等との調整)

第 72 条 事業者が条例第 7 条第 2 項の規定による配慮書の提出を行ってから条例第 18 条の規定による公告が行われるまでの間において、当該配慮書に係る第 1 種事業又は第 2 種事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該事業者及び市長にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る事業については、当該事業者が引き続き条例第 3 章第 1 節及び第 2 節の規定による計画段階配慮その他の手続を行うものとする。この場合において、当該事業者は、当該事業に係る方法書を作成していない場合にあっては当該配慮書及び条例第 12 条第 1 項の市長の意見が記載された書面を、方法書を既に作

成している場合にあっては当該方法書を当該都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第2種事業に係る事業者であって条例第14条第1項の規定による判定届の提出を行うものが条例第7条第2項の規定による配慮書の提出を行つてから条例第18条の規定による公告が行われるまでの間において、当該配慮書に係る第2種事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該事業者及び市長にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る事業については、当該事業者が引き続き条例第3章（第15条第3項及び第4項を除く。）の規定による計画段階配慮その他の手続を行うものとする。この場合において、事業者は、当該事業に係る方法書を作成していない場合にあっては当該判定届及び条例第15条第1項第1号に規定する措置が記載された書面を、方法書を既に作成している場合にあっては当該方法書を当該都市計画決定権者に送付しなければならない。

3 第1項の場合において、当該都市計画に係る事業については、条例第53条の規定は、都市計画決定権者が当該配慮書及び条例第12条第1項の市長の意見が記載された書面又は当該方法書の送付を受けたときから適用する。

4 第2項の場合において、当該都市計画に係る事業については、条例第53条の規定は、都市計画決定権者が当該判定届及び条例第15条第1項第1号に規定する措置が記載された書面又は当該方法書の送付を受けたときから適用する。

5 前2項の場合において、第1項又は第2項の規定による通知を受ける前に当該事業者が行った計画段階配慮その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、当該事業者に対して行われた手續は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

（対象事業者の行う環境影響評価との調整）

第73条 条例第18条の規定による公告が行われてから条例第26条の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が対象事業者及び市長にその旨を通知したときは、当該対象事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付しなければならない。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第53条の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に当該対象事業者が行った環境影響評価その他の手續は都市計画決定権者が行ったものとみなし、当該対象事業者に対して行われた手續は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 条例第26条の規定による公告が行われてから条例第34条の規定による公告が行われるまでの間において、第1項の都市計画につき都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、対象事業者は、引き続き条例第6章、第7章及び第10章（第48条第7項、第50条第5項及び第6項並びに第51条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第53条の規定は、適用しない。この場合において、対象事業者は、条例第34条の規定による公告が行われた後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。

（事業者の協力）

第74条 都市計画決定権者は、事業者に対し、第66条から前条までに規定する計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 事業者は、都市計画決定権者から要請があったときは、その要請に応じ、必要な計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行うものとする。

第9章 法対象事業等に係る手続

（法対象事業等に対する準用）

第75条 第6章（第48条及び第55条を除く。）の規定は、条例第54条第1項において準用する条例第9章（第39条及び第47条を除く。）の規定による法対象事業に係る事後調査その他の手続について準用する。

2 第2章第1節の規定は、条例第54条第2項において準用する条例第3章第1節及び第2節の規定による法第2種事業に係る計画段階配慮その他の手続について準用する。

（法対象事業等に係る公聴会の開催）

第76条 第33条から第43条までの規定は、条例第57条第1項において準用する条例第32条の規定による公聴会の開催について準用する。

2 第33条から第43条までの規定は、条例第57条第2項において準用する条例第32条の規定による公聴会の開催について準用する。

第10章 雜則

（手続の免除）

第77条 条例第63条の規定による手続の免除を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 事業の名称、種類及び規模

(3) 法の規定に基づき実施した計画段階配慮、環境影響評価その他の手続

2 市長は、前項の規定による書面の提出を受けたときは、当該事業について、条例第3章第3節及び第4章から第9章までの規定による環境影響評価、事後調査その他の手続のうち市長が必要があると認めるものを行うよう、事業者に対して書面により通知するものとする。

(身分証明書)

第78条 条例第66条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書（別記様式）とする。

(自主的な実施の申出)

第79条 条例第69条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出して行わなければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 事業の目的及び内容

(3) 自主的に実施しようとする手続

(書類の提出部数)

第80条 条例第7条第2項、第17条、第25条、第33条、第37条第1項及び第41条（これらの規定を読み替えて適用し、又は準用する場合を含む。）の規定により事業者が市長に提出する書類の部数は、当該書類の種類ごとに、40部とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、提出部数を変更することができる。

(細目)

第81条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第1章の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第59条第1項の規定は、条例附則第2項の規則で定める変更について準用する。

3 条例附則第2項第1号の規則で定める事業は、別表第1の6の(1)及び(4)の項に掲げる事業（静岡県環境影響評価条例施行規則（平成11年静岡県規則第51号）別表第1の6の(1)及び(4)の項に掲げるものを除く。）とする。

4 条例附則第3項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であることとする。

附 則（平成30年12月13日浜松市規則第79号）

- 1 この規則は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1に規定する太陽光発電所の設置又は変更の事業であって、次のいずれかに該当する事業に係る別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。
 - (1) この規則の施行の日前に、当該事業に係る浜松市環境影響評価条例（平成28年浜松市条例第48号）第7条第2項の規定による提出があった事業
 - (2) この規則の施行の日前に、次に掲げる許可のうち当該事業に要する全ての許可を受けた事業
 - ア 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可
 - イ 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可
 - ウ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可
 - (3) この規則の施行の日前に、前号アからウまでに掲げるいずれの許可も要しない事業のうち電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条第1項の規定による届出がなされた事業

別表第1（第3条・第4条・附則第3項関係）

事業の種類	第1種事業の要件	第2種事業の要件
1 道路の建設	(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる道路（国土交通大臣の指定に基づく高規格幹線道路（以下「高規格幹線道路」という。）に限る。）の新設又は改築	高規格幹線道路の新設の事業 高規格幹線道路の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下同じ。）の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（改築に係る部分の長さが1キロメートル以上であるものに限る。）
	(2) 道路法第3条第2号から第4号までに掲げる道路（高規格幹線道路を除く。以下「一般国道等」という。）の新設又は改築	一般国道等の新設の事業（車線の数が4以上であり、かつ、長さが10キロメートル以上である道路を設けるものに限る。） 一般国道等の新設の事業（特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。） 一般国道等の改築の事業であって、道路の区
		一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を

		<p>域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が4以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が4以上であるものに限る。）の長さが10キロメートル以上であるものに限る。）</p>	<p>変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が4以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が4以上であるものに限る。）の長さが7.5キロメートル以上10キロメートル未満であるものに限る。）</p> <p>一般国道等の改築の事業（特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）</p>
	(3) 森林法（昭和26年法律第249号）第4条第2項第4号の林道（以下「林道」という。）の開設	<p>林道の開設の事業（幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが20キロメートル以上である林道を設けるものに限る。）</p>	<p>林道の開設の事業（幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが15キロメートル以上20キロメートル未満である林道を設けるものに限る。）</p> <p>林道の開設の事業（特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）</p>
2 ダム又は放水路の建設	(1) ダム（河川の流水を貯留し、又は取水するために設置するダムに限る。以下同じ。）の新築	<p>ダムの新築の事業（河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第1号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水面積」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が100ヘクタール以上であるダムを設けるものに限る。）</p>	<p>ダムの新築の事業（貯水面積が75ヘクタール以上100ヘクタール未満であるダムを設けるものに限る。）</p> <p>ダムの新築の事業（特定地域内における貯水面積が5ヘクタール以上であるダムを設けるものに限る。）</p>
	(2) 放水路（河川を分岐して流水を直接当該河川以外の河川又は海に放流する水路をいう。以下同じ。）の新築	<p>放水路の新築の事業（100ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路を設けるものに限る。）</p>	<p>放水路の新築の事業（75ヘクタール以上100ヘクタール未満の面積の土地の形状を変更する放水路を設けるものに限る。）</p> <p>放水路の新築の事業（特定地域内における土地の</p>

			形状を変更する区域の面積が 5 ヘクタール以上である放水路を設けるものに限る。)
3 鉄道の建設	鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項の鉄道事業の用に供する鉄道（新幹線鉄道を除く。以下「鉄道」という。）又は軌道法（大正 10 年法律第 76 号）の適用を受ける軌道（以下「軌道」という。）の建設又は改良	鉄道又は軌道の建設の事業（長さが 10 キロメートル以上ある鉄道又は軌道を設けるものに限る。）	鉄道又は軌道の建設の事業（長さが 7.5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である鉄道又は軌道を設けるものに限る。）
		鉄道又は軌道の改良の事業（改良に係る部分の長さが 10 キロメートル以上あるものに限る。）	鉄道又は軌道の建設の事業（特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が 5 ヘクタール以上ある鉄道又は軌道を設けるものに限る。）
		鉄道又は軌道の改良の事業（改良に係る部分の長さが 7.5 キロメートル以上 10 キロメートル未満であるものに限る。）	鉄道又は軌道の改良の事業（特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が 5 ヘクタール以上あるものに限る。）
4 飛行場の建設	航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 75 条第 1 項の陸上空港等又は自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 2 条第 1 項に規定する自衛隊が設置する陸上の飛行場（以下これらを「陸上飛行場」という。）の新設又は増設	陸上飛行場の新設の事業（滑走路の長さが 2,500 メートル以上あるものに限る。）	陸上飛行場の新設の事業（滑走路の長さが 1,875 メートル以上 2,500 メートル未満であるものに限る。）
		陸上飛行場の増設の事業（長さ 2,500 メートル以上の滑走路を増設するもの又は 500 メートル以上の滑走路の延長で、かつ、延長後の滑走路の長さが 2,500 メートル以上あるものに限る。）	陸上飛行場の増設の事業（1,875 メートル以上 2,500 メートル未満の滑走路を増設するもの又は 375 メートル以上の滑走路の延長で、かつ、延長後の滑走路の長さが 1,875 メートル以上 2,500 メートル未満であるものに限る。）
			陸上飛行場の変更の事業（特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が 5 ヘクタール以上あるものに限る。）

5 発電所の建設	(1) 火力等発電所（火力、水力又は風力による発電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。以下同じ。）の設置又は変更	火力等発電所の設置の事業（出力の合計が、火力による発電にあっては15万キロワット以上、水力による発電にあっては3万キロワット以上、風力による発電にあっては7,500キロワット以上であるものに限る。）	火力等発電所の設置の事業（出力の合計が、火力による発電にあっては11.25万キロワット以上15万キロワット未満、水力による発電にあっては2.25万キロワット以上3万キロワット未満、風力による発電にあっては1,000キロワット以上7,500キロワット未満であるものに限る。）
			火力等発電所の設置の事業（特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）
		火力等発電所の変更の事業（出力の合計が、火力による発電にあっては15万キロワット以上、水力による発電にあっては3万キロワット以上、風力による発電にあっては7,500キロワット以上増加するものに限る。）	火力等発電所の変更の事業（出力の合計が、火力による発電にあっては11.25万キロワット以上15万キロワット未満、水力による発電にあっては2.25万キロワット以上3万キロワット未満、風力による発電にあっては1,000キロワット以上7,500キロワット未満増加するものに限る。）
(2) 太陽光発電所（太陽光による発電のために必要な太陽電池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。以下同じ。）の設置又は変更		太陽光発電所の設置の事業（太陽光発電所の敷地その他事業の用に供される敷地の面積（以下「太陽光発電所敷地面積」という。）が50ヘクタール以上又は森林（森林法第2条第3項に規定する国有林及び同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている同法第2条第3項に規定する民有林をいう。以下同じ。）において立木竹を伐採する区域（以下「森林伐採区域」という。）の面積が20ヘクタール以上であるものに限る。）	太陽光発電所の設置の事業（太陽光発電所敷地面積が20ヘクタール以上50ヘクタール未満又は特定地域内における太陽光発電所敷地面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）
		太陽光発電所の変更の事業（太陽光発電所敷地	太陽光発電所の変更の事業（太陽光発電所敷地面積

		面積が50ヘクタール以上又は森林伐採区域の面積が20ヘクタール以上増加するものに限る。)	が20ヘクタール以上50ヘクタール未満又は特定地域内における太陽光発電所敷地面積が5ヘクタール以上増加するものに限る。)
6 廃棄物処理施設の建設	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第2項に規定する一般廃棄物の処理施設((2)の項に規定するし尿処理施設及び(3)の項に規定する一般廃棄物の最終処分場を除く。以下「ごみ処理施設」という。)の設置又は変更	ごみ処理施設の設置の事業(焼却により処理するものであって、1日当たりの処理能力の合計が200トン以上であるものに限る。)	ごみ処理施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が500トン以上(焼却により処理するものにあっては150トン以上200トン未満)であるもの又は施行する土地の区域の面積が10ヘクタール以上であるもの(焼却により処理するものを除く。)に限る。)
		ごみ処理施設の変更の事業(焼却により処理するものであって、1日当たりの処理能力の合計が200トン以上増加するものに限る。)	ごみ処理施設の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が500トン以上(焼却により処理するものにあっては150トン以上200トン未満)增加するもの又は施行する土地の区域の面積が10ヘクタール以上増加するもの(焼却により処理するものを除く。)に限る。)
		し尿処理施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が200キロリットル以上であるものに限る。)	し尿処理施設の設置の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)
	(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するし尿処理施設(以下「し尿処理施設」という。)の設置又は変更	し尿処理施設の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が150キロリットル以上200キロリットル未満であるものに限る。)	し尿処理施設の設置の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)
		し尿処理施設の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が150キロリットル以上200キロリットル未満であるものに限る。)	し尿処理施設の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が150キロリットル以上200キロリットル未満であるものに限る。)

		理能力の合計が 200 キロリットル以上増加するものに限る。)	の合計が 150 キロリットル以上 200 キロリットル未満増加するものに限る。)
	(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「最終処分場」という。）の設置又は変更	最終処分場の設置の事業（埋立ての区域の面積が 30 ヘクタール以上であるものに限る。）	最終処分場の設置の事業（埋立ての区域の面積が 15 ヘクタール以上 30 ヘクタール未満であるものに限る。）
		最終処分場の変更の事業（変更後の埋立ての区域の面積が 30 ヘクタール以上であるものに限る。）	最終処分場の変更の事業（特定地域内における埋立ての区域の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。）
	(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物を処理するための施設（同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場を除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）の設置又は変更	産業廃棄物処理施設の設置の事業（焼却により処理するものであって、1 日当たりの処理能力の合計が 200 トン以上であるものに限る。）	産業廃棄物処理施設の設置の事業(1 日当たりの処理能力の合計が 500 トン以上（焼却により処理するものにあっては 150 トン以上 200 トン未満、破碎により処理するものにあっては 1,000 トン以上）であるもの又は施行する土地の区域の面積が 10 ヘクタール以上であるもの（焼却により処理するものを除く。）に限る。）
		産業廃棄物処理施設の変更の事業（焼却により処理するものであつ	産業廃棄物処理施設の変更の事業(1 日当たりの処理能力の合計が 500 トン

		て、1日当たりの処理能力の合計が200トン以上増加するものに限る。)	以上（焼却により処理するものにあっては150トン以上200トン未満、破碎により処理するものにあっては1,000トン以上）増加するもの又は施行する土地の区域の面積が10ヘクタール以上増加するもの（焼却により処理するものを除く。）に限る。）
			産業廃棄物処理施設の変更の事業（特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）
7 埋立て又は干拓	公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第1条第1項の公有水面の埋立て又は同条第2項の公有水面の干拓（以下「公有水面の埋立て又は干拓」という。）	公有水面の埋立て又は干拓の事業（埋立て又は干拓の区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。）	公有水面の埋立て又は干拓の事業（埋立て又は干拓の区域の面積が25ヘクタール以上50ヘクタール未満であるものに限る。）
			公有水面の埋立て又は干拓の事業（特定地域内における埋立て又は干拓の区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）
8 土地区画整理事業	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）の施行	土地区画整理事業である事業（施行する土地の区域の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。）	土地区画整理事業である事業（施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限る。）
			土地区画整理事業である事業（特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）
9 新住宅市街地開発事業	新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業（以下「新住宅市街地開発事業」という。）の施行	新住宅市街地開発事業である事業（施行する土地の区域の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。）	新住宅市街地開発事業である事業（施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限る。）
			新住宅市街地開発事業である事業（特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）
10 新都市基盤整備	新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）	新都市基盤整備事業である事業（施行する土	新都市基盤整備事業である事業（施行する土地の

事業	第2条第1項に規定する新都市基盤整備事業（以下「新都市基盤整備事業」という。）の施行	地の区域の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。）	区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限る。） 新都市基盤整備事業である事業（特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）
11 流通業務団地造成事業	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業（以下「流通業務団地造成事業」という。）の施行	流通業務団地造成事業である事業（施行する土地の区域の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。）	流通業務団地造成事業である事業（施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限る。） 流通業務団地造成事業である事業（特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）
12 住宅団地の造成	住宅（別荘を含む。）及びその附帯施設の建設の用に供される一団の土地の造成（8の項から10の項までに掲げるものを除く。以下「住宅団地の造成」という。）	住宅団地の造成の事業（施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。）	住宅団地の造成の事業（特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）
13 工業団地の造成	工場又は事業場（研究施設を含む。）及びその附帯施設の建設の用に供される一団の土地の造成（8の項に掲げるものを除く。以下「工業団地の造成」という。）	工業団地の造成の事業（施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。）	工業団地の造成の事業（特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）
14 農用地の造成	土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第3号に掲げる農用地の造成（以下「農用地の造成」という。）	農用地の造成の事業（新たに農用地となる土地の区域の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。）	農用地の造成の事業（新たに農用地となる土地の区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるものに限る。） 農用地の造成の事業（特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）
15 残土の処分	工事その他土地の形状を変更する行為に伴つて生じる土石（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に	残土処分場の新設の事業（施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。）	残土処分場の新設の事業（施行する土地の区域の面積が25ヘクタール以上50ヘクタール未満であるものに限る。）

	規定する廃棄物に該当する土石を除く。) の処分の用に供する場所(以下「残土処分場」という。)の新設又は増設		残土処分場の新設の事業 (特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。)
		残土処分場の増設の事業(施行する土地の区域の面積が 50 ヘクタール以上増設するものに限る。)	残土処分場の増設の事業 (施行する土地の区域の面積が 25 ヘクタール以上 50 ヘクタール未満増設するものに限る。)
			残土処分場の増設の事業 (特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。)
16 土石の採取	土、砂利(砂及び玉石を含む。)又は岩石の採取(河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川の管理又は維持に係るものを除く。以下「土石の採取」という。)	土石の採取の事業(施行する土地の区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。)	土石の採取の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。)
17 レクリエーション施設用地の造成	都市計画法第4条第11項に規定する第2種特定工作物の設置の用に供される土地の造成(以下「レクリエーション施設用地の造成」という。)	レクリエーション施設用地の造成の事業(施行する土地の区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。)	レクリエーション施設用地の造成の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。)
18 複合開発用地の造成	住宅団地の造成の事業、工業団地の造成の事業、流通業務団地の造成の事業及び土地区画整理事業である事業のいずれか 2 以上の事業が併せて 1 の事業として行われる土地の造成(以下「複合開発用地の造成」という。)	複合開発用地の造成の事業(施行する土地の区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。)	複合開発用地の造成の事業(特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。)
19 下水道終末処理場の建設	下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場(以下「終末処理場」という。)の設置又は変更	終末処理場の設置の事業(終末処理場の用に供される敷地の面積が 10 ヘクタール以上であるものに限る。)	終末処理場の設置の事業 (終末処理場の用に供される敷地の面積が 7.5 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満であるものに限る。)
			終末処理場の設置の事業 (特定地域内における終末処理場の用に供される敷地の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。)

			る。) 終末処理場の変更の事業 (終末処理場の用に供される敷地の面積が 7.5 ヘクタール以上10 ヘクタール未満増加するものに限る。) 終末処理場の変更の事業 (特定地域内における終末処理場の用に供される敷地の面積が 5 ヘクタール以上増加するものに限る。)
20 工場等 の建設	製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業（火力発電設備を事業の用に供するものに限る。）、ガス供給業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場（以下「工場等」という。）の設置又は変更	工場等の設置の事業 (排出ガス量（温度が零度であって、圧力が1 気圧の状態に換算した1 時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。)が 10 万立方メートル以上（燃料としてバイオマス（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 4 項第 5 号に規定するバイオマスをいう。以下同じ。）及びバイオマスのみを原材料とする燃料のみを使用する工場等にあっては、20 万立方メートル以上）又は排出水量（1 日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。）が 1 万立方メートル以上であるものに限る。)	
		工場等の変更の事業 (排出水量が 1 万立方メートル以上増加するものに限る。)	工場等の変更の事業（排出ガス量が 10 万立方メートル以上（燃料としてバイオマス及びバイオマスのみを原材料とする燃料のみを使用する工場等にあっては、20 万立方メートル以上）増加するものに限る。）
21 高層建 築物の建 設	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 6 号に	

	物の新築	規定する建築物の高さが 100 メートル以上であるもの（以下「高層建築物」という。）であって、同項第 4 号に規定する延べ面積（1 団の土地に 1 事業として 2 以上の高層建築物を建設する場合にあっては、それらの延べ面積を合計したもの。以下同じ。）が 5 万平方メートル以上である高層建築物の新築の事業	
22 リゾートマンション又はリゾートホテルの建設	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域以外の地域で行われるリゾートマンション（分譲又は賃貸を主たる目的として建築される共同住宅をいう。以下同じ。）又はリゾートホテル（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業の用に供する施設をいう。以下同じ。）（主として余暇等を利用して行うスポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、観光等の多様な活動に資することを目的として建築される施設であるものに限る。以下同じ。）の新築	施行する区域内に建設しようとする建築物の延べ面積の合計が 5 万平方メートル以上であるリゾートマンション又はリゾートホテルの新築の事業	
23 都市公園の建設	都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園（主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園並びに都市の自然的環境の保全、改善及	都市公園の新設の事業（土地の形状を変更する区域の面積が 100 ヘクタール以上であるものに限る。）	都市公園の新設の事業（土地の形状を変更する区域の面積が 50 ヘクタール以上 100 ヘクタール未満であるものに限る。）

	び都市景観の向上の用に供することを目的とする都市公園を除く。)の新設		
24 河川又は海岸の改変	河川又は海岸の土地の形状の変更（国土保全を目的とした河川又は海岸事業に係るもの）を除く。以下「河川又は海岸の改変」という。)の事業（砂防事業を含む。）		河川又は海岸の改変の事業（特定地域における土地の形状を変更する区域の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。）

備考 この表において「特定地域」とは、次に掲げる地域をいう。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号) 第 29 条第 1 項の規定により指定された特別保護地区の地域
- (2) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号) 第 20 条第 1 項の規定により指定された特別地域の地域
- (3) 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号) 第 12 条第 1 項の規定により定められた特別緑地保全地区の地域
- (4) 静岡県立自然公園条例(昭和 36 年静岡県条例第 53 号) 第 19 条第 1 項の規定により指定された特別地域の地域
- (5) 静岡県自然環境保全条例(昭和 48 年静岡県条例第 9 号) 第 13 条第 1 項の規定により指定された特別地区の地域

別表第 2 (第 58 条・附則第 2 項関係)

対象事業の区分	事業の諸元	要件
1 別表第 1 の 1 の (1) 又は (2) の項に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 100 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域となるないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋、高架その他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋、高架その他の構造の別が連続した 1,000 メートル以上の区間に於いて変更しないこと。
2 別表第 1 の 1 の (3) の項に該当する対象事業	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の 10 パーセント未満であること。
	林道の長さ	林道の長さが 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 200 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域となること。

	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが 20 メートル以上である橋の設置（移設に該当するものを除く。）を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の 10 パーセント未満であること。
3 別表第 1 の 2 の(1)の項に該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の 10 パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 500 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の 10 パーセント未満であること。
4 別表第 1 の 2 の(2)の項に該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる面積が変更前の当該区域の面積の 10 パーセント未満であること。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の 10 パーセント未満であること。
5 別表第 1 の 3 の項に該当する対象事業	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが 10 パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から 100 メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度	鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度が地上の部分において 10 キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車又は車両の本数	地上の部分において、運行される列車又は車両の本数が 10 パーセント以上増加せず、又は1 日当たり 10 本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、地下、橋、高架その他の構造の別	盛土、切土、トンネル、地下、橋、高架その他の構造の別が連続した 1,000 メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が 10 ヘクタール以上増加しないこと。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の 10 パーセント未満であること。
6 別表第 1 の 4 の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが 300 メートルを超えて増加しないこと。
	飛行場の区域の位置	新たに飛行場の区域となる部分の面積が 10 ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 500 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とな

		らないこと。
	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和 42 年政令第 284 号）第 6 条の規定を適用した場合における同条の値が 75 以上となる区域をいう。）から 500 メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域となること。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の 10 パーセント未満であること。
7 別表第 1 の 5 の(1)の項に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の 10 パーセント未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域となること。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が 10 パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が 10 パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが 10 パーセント以上減少しないこと。
8 別表第1の5の(2)の項に該当する対象事業	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が 100 メートル以上移動しないこと。
	風力発電設備の位置	風力発電設備が 100 メートル以上移動しないこと。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の 10 パーセント未満であること。
	太陽光発電所敷地面積	新たに増加する太陽光発電所敷地面積が変更前の太陽光発電所敷地面積の 10 パーセント未満であり、かつ、20 ヘクタール未満であること。
	森林伐採区域の面積	新たに増加する森林伐採区域の面積が変更前の森林伐採区域の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、8 ヘクタール未満であること。

	特定地域における太陽光発電所敷地面積	新たに増加する特定地域における太陽光発電所敷地面積が変更前の特定地域における太陽光発電所敷地面積の10パーセント未満であり、かつ、2ヘクタール未満であること。
9 別表第1の6の(1)、(2)又は(4)の項に該当する対象事業	処理能力	新たに処理を行う能力が変更前の当該施設の処理能力の10パーセント未満であること。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
10 別表第1の6の(3)の項に該当する対象事業	埋立ての区域の位置	新たに埋立ての区域となる部分の面積が変更前の埋立ての区域の面積の10パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
11 別表第1の7の項に該当する対象事業	埋立て又は干拓に係る区域の位置	新たに埋立て又は干拓に係る区域となる部分の面積が変更前の埋立て又は干拓に係る区域の面積の10パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域となること。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
12 別表第1の8の項から19の項までに該当する対象事業	施行の区域の位置	新たに施行の区域となる部分の面積が変更前の施行の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は10ヘクタール以上増加しないこと。
	特定地域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
13 別表第1の20の項に該当する対象事業	1時間当たりの最大排出ガス量又は1日当たりの平均的な排出水量	新たに排出される1時間当たりの最大排出ガス量又は1日当たりの平均的な排出水量が変更前の当該量の10パーセント未満であること。

14 別表第 1 の 21 の項及び 22 の項に該当す る対象事業	延べ面積	新たに延べ面積となる部分の面積が変更前の 延べ面積の 10 パーセント未満であること。
15 別表第 1 の 23 の項に該当 する対象事業	土地の形状を変更す る区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域 の面積の 10 パーセント未満であること。
16 別表第 1 の 24 の項に該当 する対象事業	特定地域における土 地の形状を変更する 区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域 の面積の 10 パーセント未満であること。

別記様式（第 78 条関係）

身 分 証 明 書	第 号
所 属 職氏名	年 月 日 生
上記の者は、浜松市環境影響評価条例第 66 条第 1 項の規定により立入検査 を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
浜松市長	印

注 大きさは、縦 8 センチメートル、横 12 センチメートルとする。